

令和2年第8回 安芸太田町農業委員会 議事録 (第8号)

招 集 年 月 日	令和2年8月19日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 新会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和2年8月19日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和2年8月19日10時15分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	○	
	2	寺田 光浦里	○	
	/			
	4	木下 博志	△	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
議事録署名委員	5番	沖 貴雄		
	6番	富永 富幸		

議長	<p>本日の出席委員は 7 名です。出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9:30)</p> <p>これより第 8 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 5 番委員と 6 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 45 号から議案第 49 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 45 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 45 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。申請人の■■■■さんからの聞き取りと現地確認をしました結果について、事案説明いたします。譲渡人の■■■■さんは、現在、埼玉県に居住しており、申請地の耕作が困難な状況です。■■■■さんからは、以前、事務局あてに申請地の転用についての相談がありました。しかし、転用目的が定まっていなかったため、断念されました。その後、知り合いの■■■■さんに申請地を譲り受けてもらうようお願いされ、この度の申請に至りました。現地は防草シートで覆われており、休耕状態ですが、今後は玉ねぎを作付けされるということです。■■■■さんは、農機具を所有し、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 46 号について、1 番委員より説明をお願いいたします。</p>
1 番委員	<p>議案書 1 ページの議案第 46 号をご覧ください。譲受人の■■■■集落協定、代表、■■■■さんによります駐車場への転用事案です。8 月 12 日、申請人の■■■■さん立ち会いのもと、現地調査をしました結果について説明いたします。申請地は、■■■■トンネル出口より南東 100m くらいの所に位置しております。地域内に駐車場がなく、体験会や各イベント等で車を停めることが困難であったそうです。また、カフェもあるため、地域では駐車場を必要としており、この度の申請に至ったということです。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と</p>

<p>議長</p>	<p>判断いたしました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、議案第 47 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案第 47 号の説明をさせていただきます。安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地の変更設定についてです。この度、安芸太田町空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書が 1 件出ております。資料 1 の 1 をご覧ください。この資料は、 さんにより空き家バンク登録物件に附属する農地の登録届出書になります。登録しようとする農地の所在につきましては記載のとおりですが、最後の一枚に位置図と地番図を添付しております。まず、11 ページをご覧ください。登録しようとする農地については、 入口の交差点から北へ約 250m 進んだ場所に位置しております。次に、12 ページをご覧ください。網掛けで塗りつぶしを行っているところが登録しようとする農地です。そして、空き家バンクに登録されている物件については、 の宅地です。この資料 1 の 1 につきましては、添付書類に不備はなく、安芸太田町空き家バンクに登録されている物件に附属する農地という条件を満たしておりますので、この資料に記載の農地を資料 1 の 2 に追加し、変更案として作成しております。以上で、説明を終わらせていただきます。変更案について審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 48 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 48 号の説明をさせていただきます。農用地利用集積計画の諮問についてです。資料 2 をご覧ください。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 5 日付けで、安芸太田町長より農用地利用集積計画の決定を求められているものです。この計画で農地の借り受けを行う者が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農地について耕作又は管理を行うと認められること。2 点目に、地域の農業者と適切な役割分担の下に農業経営が行われること。3 点目に、利用権を設定する農地について関係権利者すべての同意を得ていること。という 3 つの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。申請内容の概要につきましては、利用権の設定をする者が、 さん、利用権の設定を受ける者が、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、池田浩二です。穴地区の計画で、筆数が 1 筆、面積が 285 m²です。申請内容の詳細につきましては、資料 2 をご参照ください。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第 49 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 49 号の説明をさせていただきます。農用地利用配分計画の諮問についてです。資料 3 をご覧ください。本議案につきましては、農地中間管理事業の</p>

	<p>推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 5 日付けで、安芸太田町長より農用地利用配分計画原案に対する意見を求められているものです。この計画で農地の借り受けを行う者が、1 点目に、耕作の事業に供すべき農地について耕作又は管理を行うと認められること。2 点目に、農作業に常時従事すると認められること。3 点目に、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。という 3 つの要件が今後において満たされるかを農業委員会で審議していただき、町長に答申するものとなっております。申請内容の概要につきましては、利用権の設定をする者が、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団、理事長、池田浩二、利用権の設定を受ける者が、XXXXXXXXXXさんです。穴地区の計画で、筆数が 1 筆、面積が 285 m²です。申請内容の詳細につきましては、資料 3 をご参照ください。なお、この計画は、議案第 48 号で説明いたしました農用地利用集積計画の農地を転貸するものです。以上で、説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第 45 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 45 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 45 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 46 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 46 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 46 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 47 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 47 号は申請のとおり承認の委員の方</p>

	<p>は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第47号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第48号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第48号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第48号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第49号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第49号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第49号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明をさせていただきます。まず、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件出ております。広島市の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は記載のとおりです。記載内容等につきまして不備はございませんので、この届出を受理いたします。次に、カラー刷りの資料をご覧ください。この資料は、広報8月号の一部です。この度、会長さんが一般社団法人広島県農業会議会長表彰を受賞されました。この表彰は、農業委員、推進委員それぞれの委員の在職期間の通算が9年以上であって、その功績が顕著な方に対して行われるものです。会長さんにおかれましては、先月の7月末時点で農業委員としての在職期間の通算が9年8か月であり、長年の農作業経験を活かし、祇園坊柿の生産や加工に取り組みされたり、梅の木の剪定講習会を開催されたりするなど、地域農</p>

議長	<p>業の発展と農業者の地位の向上に多大な貢献をされておりますので、この度、表彰されました。この表彰には、さらに、一般社団法人全国農業会議所会長表彰もあり、委員の在職期間の通算が18年以上という要件が満たされれば受賞できますので、そちらも視野に入れつつ、これからの益々のご活躍をお祈り申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、横長のカラー刷りの資料をご覧ください。安芸太田町農林業経営継続支援助成金、仮称ではございますが、安芸太田町では新型コロナウイルスの対策として、国の第二次補正予算で措置されております経営継続補助金というのがあるのですが、その自己負担部分、具体的には、上限が33万円なのですが、これを独自に補助しようというのを7月の臨時議会において補正予算を組み込ませてもらっております。中身としては、経営継続に関する取り組みに関する経費、国の補助率が4分の3で、上限が100万円となっております。その場合には、自己負担の最大額が33万円となりますので、その33万円部分を、この補助金が採択になれば町として33万円部分を補助しようとしております。この国の補助金が新型コロナウイルスの関係がありますので、接触機会を減らすとかですね、そういうことも要件となっておりますので、すでにJAの方に申請をされているところも数件ありますが、この国の補助金の申請窓口はJA広島市ということになっております。国の補助金が採択になったものについて町が自己負担部分の追加補助を行います。国の補助金の第一次の受付の方は、もう終わっておりますが、第二次受付期間が9月中旬頃からまた予定されております。詳しいことは、まずJAの方へ問い合わせをお願いしたいと周知をさせてもらいたいと思っております。以上です。</p>
事務局	<p>最後に一点、私から報告いたします。安芸太田町農作業安全講習会の開催について、お知らせをさせていただきます。こちらは国の高収益作物次期作支援交付金におけます取り組みの一つとして開催をさせていただくものです。農作業事故防止のために、安全に農作業する手法を理解する必要があるということで、講師に広島県の農業技術課の方にお越しいただきまして、約1時間という時間ではありますけれどもJA広島市戸河内支店で行います。直前のご案内になって申し訳ないのですが、明日の午後でございます、15時から16時までの間で1時間程度の講習会を行います。ご興味のある方は、ぜひご参加いただければと思います。以上です。</p>
議長	<p>この助成金はどんな状況の時に申請するんかの。</p>
事務局	<p>新型コロナウイルスに関連するのかどうかはわかりませんが、省力化ということで、例えばドローンを購入するとかですね、そのようなものでも対象になります。人と人が接するような作業を機械化して新型コロナウイルスに感染</p>

	<p>しないように省力化するための補助金になるということだと思います。ただ、採択になるかどうかは別で、国の補助金の枠があるでしょうから、それが採択になるかどうかはまだわかりません。対象の範囲は広そうです。</p>
議長	<p>例えば、5番委員や8番委員のような個人の方でも申請はできるんかの。</p>
5番委員	<p>個人でもできますよ。例えば、無人市にするための販売機なんかも対象になるそうなので、個人でも申請できますよ。接触機会を減らすらしいので。</p>
議長	<p>いつまでかの。</p>
5番委員	<p>一次の時は農協の広報に出てたんですけどね。二次はこれからの流れ次第だと思いますよ。</p>
議長	<p>それでは、みなさまその他に質疑はありますか。 (全員質疑なし)</p>
議長	<p>以上で本日の審議は終了いたしました。 なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。 これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第8回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:15)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">5 番委員</p> <p style="text-align: center;">6 番委員</p>